

無線従事者制度の概要

1 無線従事者

無線設備を操作するためには、総務大臣の免許を受けた無線従事者の資格が原則として必要です。（電波法第39条第1項）

電波は空間を伝わるという性質があるため、電波を利用して通信を行うときに誤った操作を行ってしまうと、他の通信に混信・妨害を与えてしまいます。

このため、無線設備の操作をする人に対しては、電波に関する一定の知識・技能を持ってもらう必要があります、その知識・技能を持っていることの証明として無線従事者資格があります。

2 無線従事者の資格及びその概要

無線従事者の操作範囲は、無線従事者の資格別に政令で定められており、また、第1級・第2級のように段階が設けられています。段階付けの要素は、①通信操作（実際の通信を行う操作）と技術操作（無線設備の調整等）、②無線局の業務の区別（総合、海上、航空、陸上等）、③無線局の業務の種類による区別（国際・国内通信、専用通信等）、④無線設備上の区別（空中線電力、使用周波数帯、レーダー、データ伝送等）、⑤移動範囲（航行区域等）などにより定められています。

分野	資格名	略号	従事可能な無線局の代表例※
総合	第一級総合無線通信士	1総通	すべての無線局の通信操作 国際航路の船舶・航空機、テレビ局等の無線局の技術操作
	第二級総合無線通信士	2総通	全ての無線局の通信操作（一部の無線局は国際通信に制限あり） 国際航路の船舶・航空機等の無線局
	第三級総合無線通信士	3総通	遠洋漁船等の無線局 海岸局等の無線局の国内通信
海上	第一級海上無線通信士	1海通	国際航路の商船等の無線局
	第二級海上無線通信士	2海通	国際航路の商船等の無線局（技術操作に制限あり）
	第三級海上無線通信士	3海通	国際航路の商船等の無線局（技術操作に制限あり）
	第四級海上無線通信士	4海通	小型漁船、小規模海岸局等の無線局
	第一級海上特殊無線技士	1海特	国際航路の商船等の無線局（インマルサット装備のもの）
	第二級海上特殊無線技士	2海特	小規模海岸局、国内航路の商船、沿岸漁船、プレジャーボート等の無線局
	第三級海上特殊無線技士	3海特	沿岸漁船、プレジャーボート等の無線局

	レーダー級海上特殊無線技士	レーダー海特	海岸局、船舶のためのレーダー
航空	航空無線通信士	航空通	航空局、航空運送事業を行う航空機・ヘリコプターの無線局
	航空特殊無線技士	航空特	航空局(航空管制を除く)、航空機・ヘリコプター(自家用機等)の無線局
陸上	第一級陸上無線技術士	1陸技	全ての無線局の技術操作
	第二級陸上無線技術士	2陸技	テレビ局、ラジオ局(コミュニティFM)等の技術操作
	第一級陸上特殊無線技士	1陸特	電気通信事業者、無線中継所等の無線局
	第二級陸上特殊無線技士	2陸特	警察、消防、防災行政無線、自営無線等の無線局
	第三級陸上特殊無線技士	3陸特	警察、消防、防災行政無線、自営無線等のうち比較的小規模な無線局(技術操作に制限あり)
	国内電信級陸上特殊無線技士	国内電信特	行政機関が陸上に開設する無線局(モールス電信による国内通信)
アマチュア	第一級アマチュア無線技士	1アマ	アマチュア無線の無線設備すべて
	第二級アマチュア無線技士	2アマ	アマチュア無線の無線設備(空中線電力200W以下、すべての周波数)
	第三級アマチュア無線技士	3アマ	アマチュア無線の無線設備(空中線電力50W以下、周波数に制限あり)
	第四級アマチュア無線技士	4アマ	アマチュア無線の無線設備(空中線電力20W以下、周波数と周波数による電力に制限あり)

※記載の無線局は例であり、詳細は『無線従事者の操作の範囲等を定める政令』(<http://law.e-gov.go.jp/haishi/H01SE325.html>)を参照してください。

3 無線従事者免許の取得方法

無線従事者の資格を取得するには、次の4つの方法があります。また、無線従事者資格は一度取得すれば生涯有効です。

1 国家試験に合格する

資格ごとに行われる国家試験に合格することにより、無線従事者資格を取得できます。

無線従事者資格の国家試験は、指定試験機関の(財)日本無線協会が全23資格について実施しています。

【国家試験の問合せ先】

財団法人日本無線協会 北海道支部

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目26 道特会館4階

電話 011-271-6060



免許申請



総務大臣の免許

2 養成課程を修了する

養成課程は、総務大臣が認定した者（団体）が、無線従事者として求められる知識・技能の習得を目的として行う講習をいいます。

養成課程の受講者は、講習を修了することにより国家試験を受けることなく無線従事者資格を取得できます。

(1) 養成課程

養成課程は、(財)日本無線協会が8資格、(財)日本アマチュア無線振興協会が2資格について実施しています。

【養成課程対象の資格】

(財)日本無線協会：1～3陸特、1～3海特、航空特、航空通
(注)道内では2及び3陸特、2及び3海特のみ実施。

(財)日本アマチュア無線振興協会：3アマ、4アマ

【養成課程実施者の問合せ先】

財団法人日本無線協会 北海道支部

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目26 道特会館4階
電話 011-271-6060

財団法人日本アマチュア無線振興協会（養成部）

〒170-8088 東京都豊島区巣鴨3-36-6 共同計画ビル7階
電話 03-3910-7210

(2) 長期型養成課程認定校

長期型養成課程認定校（部科）が無線通信に関する科目を開設し、その教育課程が無線従事者養成課程の認定基準に適合していることについて総務大臣の認定を受けている場合、当該授業科目を履修して卒業した方は、同養成課程の対象とする無線従事者の資格の免許を受けることができます。

【長期型養成課程認定校の名称等（平成21年4月1日現在）】

北海道旭川工業高等学校 情報技術科：2陸特

北海道小樽水産高等学校 情報通信科：2海特、2陸特

北海道小樽工業高等学校 情報技術科：2陸特

北海道小樽水産高等学校 専攻科情報通信科：1陸特

北海道帯広工業高等学校 電気科：2陸特

北海道札幌琴似工業高等学校 情報技術科：2陸特

北海道滝川工業高等学校 電気科：2陸特

北海道立札幌高等技術専門学院 電子工学科：1陸特

免許申請

総務大臣の免許

3 学校で無線通信に関する科目を修めて卒業する

(1) 総務大臣の認定を受けた学校等を卒業した方が、卒業から3年以内に実施される無線従事者国家試験を受ける場合は、申請によって試験科目の一部が免除されます。北海道管内では6校10学科が認定されています。

【国家試験一部免除認定校（平成21年4月1日現在）】

(一部免除は卒業から3年のため廃校等による認定取消校も参考として記載しています。)

北海道小樽水産高等学校、函館工業高等専門学校、北海道総合電子専門学校、北見工業大学、北海道大学、室蘭工業大学

(2) 大学等において、無線通信に関する科目を履修して卒業した方は、一定の無線従事者資格の免許を受けることができます。管内では6校56科目が科目確認を受けています。

【科目確認校（平成21年4月1日現在）】

北見工業大学、北海道工業大学、北海道大学、北海道東海大学、室蘭工業大学、北海学園大学

【免許を受けることができる資格】

2海特（5校15科目）

3海特（4校13科目）

1陸特（6校28科目）

免許申請

総務大臣の免許

4 一定の資格・業務経歴を得る

無線従事者資格を持っている方が、一定の期間、無線局の業務に従事した場合に、上位の資格を取得することができます。

(資格によっては、さらに講習の受講が必要な場合があります。)

免許申請

総務大臣の免許